生活保護世帯の生活実態と向き合い、厚生労働大臣の基準引下げ処分を取消した大阪地裁判決（会長談話）

2021年3月6日

全国公的扶助研究会

会長 吉永 純

生活保護基準という日本のナショナルミニマムを守った判決

　2021年２月22日に、2013年からの生活扶助基準引下げ処分を取消す画期的な判決が大阪地裁で出されました。2013年からの生活扶助基準の引下げは、最大10％の引下げ幅であり、96％の保護世帯が減額となる制度発足後最大規模のものでした。また生活保護の基準を審議する基準部会は引下げを認めていたわけではなく、国が引下げの理由とした物価に至っては全く検討されていませんでした。さらに、引下げの真の動機が、2012年暮れに政権復帰した自民党の公約（生活保護基準の10％カット）に沿ったものであり、その経過も無理に無理を重ねてものであったことから、全国の保護利用者の怒りが巻き起こり、裁判は現在全国28地裁１高裁、1000人にも及ぶ原告によって取り組まれています。最低賃金や住民税非課税基準などに影響する日本のナショナルミニマムである生活保護基準の引下げ処分が違法として取消されたことは、生活保護基準の重要性を改めて喚起する、はかり知れない意義があるものです。

国が行った「物価偽装」のカラクリを暴いた判決

　判決は、生活保護基準改定の判断の枠組みは、「改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か」等の観点から、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき」（判決文）とした上で、第1に、国が物価の比較の起点とした2008年は原油高等で物価がピンポイントで急騰した年であったため物価の下落幅が大きくなったが、統計上の根拠がなく、引下げを決めて2013年にはわかっていたこと、第2に、国が一般世帯における物価下落率2.35%の倍以上の4.78％もの物価下落を生活保護世帯に認める根拠となった生活扶助CPI（消費者物価指数）は、生活保護世帯の支出割合が低い電化製品等の大幅な下落が増幅して影響する指標であり、保護世帯の実態に合わないこと等、国が生活扶助基準を引き下げた主な理由をことごとく認めませんでした。

生活保護世帯の生活実態と真摯に向き合った判決

　裁判所が原告の主張に耳を傾けた理由は、生活保護世帯の生活実態が果たして4.78％に及ぶ物価下落を可能にしたほどの「余裕」があったのかについて基本的な疑問をもった点にあります。国の主張が成立するには、被保護世帯が「教養娯楽（とりわけ教養娯楽用耐久財）に属する品目に相当額を消費していることが前提になる」（同前）のですが、保護世帯の消費実態はそうではありません。判決は、国が「統計等の客観的な数値に真摯に向き合い、専門的知見に基づいて冷静に分析すれば（このような実態は）探知することができた」（同前）と断じました。

今回の大阪地裁判決は、2020年の名古屋地裁判決が、原告の6割が規則正しい食生活ができていること（4割は不規則な食生活なのですが）や、２～３万円の貯金を捉えて最低限度の生活が維持されていると強弁したのとは雲泥の差があります。

国は大阪地裁判決に真摯に向き合うべき

国は、本判決に真摯に向き合い、生活扶助基準を2013年以前に戻すべきです。また、コロナ渦が続く中、生活が立ち行かなる人々が激増するもとで、生活保護をセーフティネットとして十分に機能させるため、扶養照会の更なる緩和などを早急に実現すべきです。

生活保護基準は2013年以降も、2015年住宅扶助、冬季加算、2018年から再度の生活扶助基準の引き下げが続き、保護世帯の生活は悪化の一途をたどっています。私たちは、保護世帯の一番身近で支援をしている者として、保護世帯の生活に寄り添いながら、基準引き下げ処分取消訴訟の行方を注視ししつつ、生活保護の最大限活用による市民生活の下支えにまい進することを決意するものです。

以　上